

	【 施策 】	【 施策の取組み 】	【 内容 】	目指す効果	R元	R2	備考	
	重点施策	高齢者の地域包括ケアシステムの確立	1	包括的な相談支援体制の確立	地域包括支援センターによる相談支援 民生委員による相談支援	高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。 自殺リスクの高い人が早期に発見され、相談機関へ繋がることできる。	A+	A+
2			ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業 認知症の理解・普及 介護なんでも相談事業 家族介護者教室事業	地域で孤立することなく、個々の状況に応じた支援につながる事できる。 認知症の本人や介護家族があたたく見守られ、必要時支援を受けることができる。 介護者等の精神的負担が軽減され、必要時適切なサービスや相談機関につながる事できる。 介護方法と介護者自身の健康増進への学びにより、介護者の心身のストレス緩和が図られる。	A B A B	A A B B	コロナ・回数の減少 コロナ・回数の減少
3			高齢者の社会参加の促進	街かどケアカフェの運営 はつらつセンターや敬老館の運営 シルバー人材センター 元気高齢者応援プロジェクト	再掲 再掲 就業、地域貢献、仲間づくりにより、生きがい・健康づくりが図られる。	A A	A A	
生活困窮者への支援		1	支援につがっていない人を必要な支援につなぐための連携	関係者による連携強化 生活相談 ひとり親家庭総合相談 納税相談・保険料納付相談等 多重債務相談 生活困窮者自立相談支援 福祉資金の貸付	問題が深刻化・複雑化する前に早期に発見され、支援につながる事できる。 個々の状況に応じた支援につながる事できる。 専門相談員の支援により、適切な支援につながる事できる。 生活状況に応じた適切な相談支援につながる事できる。 必要時専門家との相談により、多重債務の解決が図られる。 生活サポートセンターにつながり、生活困窮解決に向けた包括的・継続的な支援が受けられる。 福祉資金貸付該当者が貸付により、生活の支援が受けられる。	B A A A A A A	A A A A A A	手引きの完成、配布による
		2	「生きることの包括的な支援」の強化	生活困窮者自立相談支援事業等 生活困窮者就労準備支援事業 生活困窮者一時生活支援事業 生活困窮者の子どもに対する学習支援事業	生活困窮者の状況に応じた個別の支援プランにより、複合的な課題に対応する支援が受けられる。 就労が困難と思われるものが就労自立を目指せるよう、きめ細かな支援が受けられる。 衣食住の提供、生活相談、健康回復等包括的な支援が受けられる。 基礎学力の定着と、子どもの将来の進路選択の幅が広がり、自立した生活に向かうことができる。	A A A A	A+ A A A	
		3	生活困窮者自立支援事業と	生活サポートセンターと保健相談所等の連携	経済困窮や生活上の問題と身体、精神の問題について連携したサポートが受けられる。	A	A	
子どもと子育て家庭への支援		1	いじめ防止対策の強化	いじめ相談メール いじめ問題対策	相談ツールの活用により、いじめの情報が速やかに収集され、早期の対応が図られる。 学校いじめ対策推進教員が中心となった取組の推進により、教育相談力の向上が図られる。	A A	A A	
		2	児童虐待防止の強化	新しい児童相談体制の構築 要保護児童対策地域協議会 養育支援家庭訪問、妻支援家庭サポート事業	都区の連携強化、児童相談体制の充実による相談体制の構築が図られる。 関係機関の連携、支援の提供により、育児不安の軽減・解消や、児童虐待の予防が図られる。 育児疲れ、育児不安などの解消等保護者の負担を軽減することで、児童虐待の予防が図られる。	A A A	A A A	
		3	子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供	子供相談カードの配布 スクールソーシャルワーク事業 スクールカウンセラー配置事業 心のふれあい相談員配置事業 適応指導教室 居場所支援事業 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業	相談できる場所や手段を周知することにより、相談につながる事できる。 児童・生徒の環境への働きかけやネットワークの活用等多様な支援により課題解決が図られる。 専門職員の配置により、いじめや不登校等の未然防止等学校内の教育相談体制の充実が図られる。 心理教育相談員による面談やグループ活動を通して、不登校児童・生徒の心のケアが図られる。 不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所の提供と支援をうけ、自己肯定感の向上が図られる。	A B A A A A	A B A A A A	コロナ・学校休校時訪問自粛
		4	児童生徒のSOSの出し方教育の実施	子どものSOS教育 学校と保健相談所等の関係機関との連携強化 児童虐待SOS	SOSの出し方教育により、困ったときに助けを求められ、自殺予防が図られる。 関係機関の連携強化により、子どもが発するSOSの気づきと早期支援体制の構築が図られる。 区民に通告先を分かりやすく周知することにより、虐待の早期発見・対応が図られる。	A A A	A A A	
		5	身近な大人への支援体制の強化	母子保健事業 こども家庭支援センターの総合相談および情報提供 子育て相談 教育相談 ゲートキーパーの養成	妊娠期からの切れ目のない支援により、発達障害児等の早期発見と保護者への支援が図られる。 子育て家庭が抱えるあらゆる相談を受け、親子に寄り添った支援が図られる。 専門家への相談と早期の支援体制により、保護者の精神的負担の減少が図られる。 子どもや保護者の相談への相談、支援により、子供の心のケアや抱える問題の解決が図られる。	A A A A	A A A A	
若者への支援		1	若者が相談できる場の提供と周知	若者自立支援事業 思春期・ひきこもり相談(家族グループ相談) 大人の発達障害の相談 若者総合相談(東京都)等の周知 インターネットを活用した若者への情報提供	自分らしい働き方や生き方を発見し、社会に参加していくことができる。 本人、家族が気持ちを受け止められ、支援につながる事できる。 専門医等の相談をうけ、適切な治療や支援へつながることできる。 自殺に追い込まれている人が適切な専門機関につながり、自殺リスクの軽減が図られる。	A A A A A	A A A A A	
	2	若者への支援体制の強化	アウトリーチ(訪問支援)事業 ねりま若者サポートステーション事業	再掲 自立・就労に必要な力を身につけ、同じ立場の若者の交流が図られる。	A	A		
	3	若年女性への支援と居場所づくり	男女共同参画センターでの講座等の開催	生きづらさを抱える若者が、講座や当事者の交流により、自立への道程を考えられようになる。	A	A		
	4	青少年の活動と交流の場の提供	青少年館 社会を明るくする運動の推進	学習やスポーツ活動などの施設の開放と居場所の提供により、青少年の交流が図られる。 講演会・啓発活動により、犯罪や非行の防止、立ち直りを支える地域づくりの促進が図られる。	B A	B B	コロナ・非接触型活動中心 コロナ・中止	
女性への支援	1	妊産婦への支援	妊婦全員面接 産後ケア	妊娠届出時からの保健師等との面談を通して、子育て期までの切れ目のない支援が図られる。 出産直後の心身の不調への支援と育児の方法の学びにより、育児の不安が軽減される。	A A	A A		
	2	子育て期の支援	保健相談所の母子保健事業 こども家庭支援センターの総合相談および情報提供 子育て相談	再掲 再掲 再掲				
	3	若年女性への支援と居場所づくり	男女共同参画センターでの講座等の開催	再掲				
	4	男女共同参画センター相談事業	一般相談(総合相談) 専門相談(心の相談) 専門相談(DV専門相談)	家族問題、人間関係等様々な問題や悩みについて、助言や適切な支援へとつながることできる。 配偶者等からの暴力問題の解決について、助言や適切な支援へとつながることできる。	A A A	A A A		
	5	自殺未遂者への支援	支援機関の専門職員に対する研修会の実施 こころといのちのサポートネット(東京都)と保健相談所の連携強化 医療機関との連携強化	再掲 再掲 再掲				